

<可決された意見書>

**地方単独事業に係る国民健康保険の減額調整措置の廃止を求める意見書**

昨年、「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」が成立し、国民健康保険の財政基盤の強化や都道府県による財政運営に向けて、具体的な改革作業が始まっているところである。

国民健康保険の改革に当たっては国と地方の協議により、地方単独事業に係る国庫負担調整措置の見直しなどが検討課題とされたところである。

一方、地方創生の観点から人口減少問題に真正面から取り組むことが求められており、全国の自治体では単独事業として乳幼児医療費の助成制度の拡充などに取り組む事例が多くみられる。

さらに、平成26年度補正予算で用意された国の交付金を活用し対象年齢の引き上げなどの事業内容の拡充に取り組む自治体も報告されているところである。

こうした状況の中で、全ての自治体で取り組まれている乳幼児医療の助成制度など地方単独の医療費助成制度に対する国の減額調整措置について、下記のとおり早急に見直しを行うよう強く要請する。

記

- 1 人口減少問題に取り組むいわゆる地方創生作業が進む中、地方単独事業による子ども等に係る医療費助成に対する国民健康保険の国庫負担の減額調整措置を廃止すること。
  - 2 検討に当たっては、少子高齢化が進行する中、子育て支援、地方創生、地域包括ケア等の幅広い観点から子ども等に係る医療の支援策を含めた、より実効性ある施策を進めること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

相 模 原 市 議 会

国 会  
内 閣 あ て

平成28年2月23日提出